

京都大学設備サポート拠点「桂結」運営委員会規程

令和2年10月23日

拠点長裁定制定

第1条 この規程は、京都大学設備サポート拠点「桂結」規程（令和2年9月10日工学研究科長裁定）第7条第2項の規定に基づき、京都大学設備サポート拠点「桂結」運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 拠点長
- (2) 工学研究科副研究科長（技術支援担当）
- (3) 工学研究科技術室長及び副技術室長
- (4) 大学院工学研究科の教授 若干名
- (5) その他拠点長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、拠点長が指名する。

3 第1項第5号の委員は、拠点長が委嘱する。

4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項第5号の委員の任期は、拠点長が定める。

第3条 委員会に委員長を置き、拠点長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第4条 委員会に副委員長を置き、第2条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、桂地区（工学研究科）事務部において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て、拠点長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月25日から施行し、令和7年6月12日から適用する。